

尾瀨国立公園

公園計画書

令和3年4月9日

環境省



# 目次

1	基本方針	1
2	規制計画	3
	(1) 保護規制計画及び関連事項	3
	ア 特別地域	3
	(ア) 特別保護地区	4
	(イ) 第1種特別地域	6
	(ウ) 第2種特別地域	8
	(エ) 第3種特別地域	12
	イ 関連事項	14
	(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域	14
	(イ) 採取等規制植物	15
	ウ 面積内訳	18
3	事業計画	20
	(1) 施設計画	20
	ア 保護施設計画	20
	イ 利用施設計画	21
	(ア) 集団施設地区	21
	(イ) 単独施設	25
	(ウ) 道路	27
	a 車道	27
	b 歩道	27
	(2) 生態系維持回復計画	29
4	参考事項	30
	(1) 過去の経緯	30
	(2) その他	30
	別添 供覧用総括図	



## 1 基本方針

尾瀬国立公園は、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の開放的な湿原及び湖沼景観とこれらを取りまく燧ヶ岳、至仏山等の 2,000m級の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる山地湿原景観が広がり、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

本公園の利用は、壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山が主である。尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、多様な層の入山者が、安全かつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されるとともに、日本百名山である至仏山や燧ヶ岳、会津駒ヶ岳などの登山も人気を集めている。近年では、環境学習の場としても活用され、子どもを対象とした環境学習事業や民間によるガイドツアーの開催が見られる。

このため、本公園が有する自然的、文化的資源の現況を踏まえ、世界に誇る風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### 1) 保護規制計画

##### ア 特別地域

##### (ア) 特別保護地区

- ・尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を中心とする日光国立公園尾瀬地域以来の特別保護地区は、引き続き特別保護地区として厳正な保護を図る。
- ・燧ヶ岳の北面に点在する湿原と周囲の自然林は、特別保護地区として厳正な保護を図る。
- ・会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原、雪田群落、袖沢上流部の多様性に富む森林植生等、特徴的な景観を構成している地域は、特別保護地区として厳正な保護を図る。

##### (イ) 第1種特別地域

- ・特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域は、第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

- ・利用上重要な車道沿線及び主要な利用地点の周囲、並びに良好な状態で維持された自然林は、第2種特別地域とする。

##### (エ) 第3種特別地域

- ・人工林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。

##### (オ) 関連事項

- ・当該地域の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、汚水又は排水の排出規制区域とする。
- ・当該地域の希少な高山植物や固有植物種を保護するため、採取等規制植物を定める。

## (2) 事業計画

### 1) 施設計画

#### ア 保護施設計画

- ・過去の過度な利用やニホンジカの食害等によって生じたと考えられる湿原・高山植生等の損傷箇所については、植生復元施設を位置づけ、適切な保護と復元を図る。

#### イ 利用施設計画

##### (ア) 集団施設地区

- ・御池<sup>みいけ</sup>は、尾瀬沼や尾瀬ヶ原への入山拠点であり、既に宿舍等の利用施設が集約的に整備されている。また、マイカー規制の基点となっており、適正な利用を図る上での拠点として重要な地区である。これらのことから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。
- ・尾瀬沼は、主に沼山峠<sup>ぬまやま</sup>及び大清水<sup>おおしみず</sup>からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が必要なため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。
- ・山ノ鼻<sup>やまのはな</sup>は、主に鳩待峠<sup>はとまち</sup>からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が必要なため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針を定める。

##### (イ) 車道

- ・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。

##### (ウ) 歩道

- ・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。

##### (エ) 単独施設

- ・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観の保護上の支障がないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

### 2) 生態系維持回復計画

ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがある。このため、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施するとともに、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1042 林班、1046 林班、1048 林班、1060 林班から 1063 林班まで、1101 林班及び 1102 林班の全部並び に 1039 林班から 1041 林班まで、1045 林班、1047 林 班、1059 林班、1103 林班、1106 林班から 1108 林班 まで、1110- 林班及び 1110- 林班の各一部 南会津郡檜枝岐村 字駒ヶ岳及び字燧ヶ岳の各一部 南会津郡檜枝岐村 尾瀬沼の全部	15,885 (国 15,685 公 200 私 -)
	南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1030 林班の全部及び 1022 林班の一部 南会津郡南会津町 大字宮里及び大字湯ノ花の各一部	1,373 (国 1,050 公 - 私 323)
	小計	17,258 (国 16,735 公 200 私 323)
	日光市内 国有林日光森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班及び 36 林班の各一部	1,147 (国 1,147 公 - 私 -)
群馬県	利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62 林班の全部 利根郡片品村 大字戸倉の一部 利根郡片品村 尾瀬沼の全部	17,661 (国 1,381 公 - 私 16,280)
新潟県	魚沼市内 国有林中越森林管理署 276 林班及び 277 林班の全部	1,156 (国 1,156 公 - 私 -)
合 計		37,222 (国 20,419 公 200 私 16,603)

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1063 林班の全部並びに 1059 林班、1062 林班、1101 林班、1102 林班、1107 林班、1110- 林班及び 1110- 林班の各一部	2,788 国 2,788 公 - 私 -
	南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部	
	南会津郡檜枝岐村 尾瀬沼の全部	
	南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1030 林班の一部	20 国 9 公 - 私 11
	小計	2,808 国 2,797 公 - 私 11
群馬県	利根郡片品村 大字戸倉の一部	6,289 国 104 公 -
	利根郡片品村 尾瀬沼の全部	私 6,185
新潟県	魚沼市内 国有林中越森林管理署 277 林班の一部	322 国 322 公 - 私 -
	合 計	9,419 国 3,223 公 - 私 6,196



(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
会津駒ヶ岳 山頂部	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1059 林班、1107 林班、1110- 林班 及び 1110- 林班の各一部	会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線部(東側及び同山頂から大戸沢岳にかけての南側斜面)には広く雪田草原が発達しており、ハクサンコザクラ、ミヤマキンボウゲ等の高山植物や、ノヒタキ、クジャクチョウ、ウラギンヒヨウモン、オオルリボシヤンマ等の湿原特有の動物が見られる。また、遅くまで雪の残る斜面や凹地には、イワイチヨウ、シヨウジヨウスゲを標徴種とするイワイチヨウ群落が見られ、周辺とは異なった特異な景観を呈している。この区域の雪田草原は、我が国における亜高山帯から高山帯下部にかけての湿原植物の特徴を示すものとして、発達した多数の池塘と併せ、景観的に極めて貴重である。これらのことから、特に嚴重に景観の維持を図るべき地区である。	169 169 - -
尾瀬ヶ原、 尾瀬沼及び 燧ヶ岳山頂部	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1063 林班の全部並びに 1062 林班、 1101 林班及び 1102 林班の各一部 福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部 福島県南会津郡檜枝岐村 尾瀬沼の全部 群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部 群馬県利根郡片品村 尾瀬沼の全部 新潟県魚沼市内 国有林中越森林管理署 277 林班の一部	尾瀬ヶ原と尾瀬沼は、それぞれ我が国を代表する山地湿原、山地湖沼であり、周囲の燧ヶ岳、至仏山等の山稜と併せ、本公園の傑出した自然景観の核心をなす地区である。また、至仏山山頂部には雪田植生をはじめとする大規模な高山植生の景観、燧ヶ岳北面には大小様々な傾斜湿原群と亜高山帯針葉樹林の織りなす景観など、極めて自然性の高い景観が形成されている。これらのことから、特に嚴重に景観の維持を図るべき地区である。	9,230 3,045 - 6,185
田代山山頂部	福島県南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1030 林班の一部 福島県南会津郡南会津町 大字湯ノ花の一部	田代山山頂部に形成された約 20ha の高層湿原は、単一の台地上の傾斜湿原としては、世界的にも稀な存在であるとされる。湿原としての発達度も高く、高層湿原の極相的群落であるチャミスゴケ群落が見られる。また、山頂の湿原を埋め尽くすキンコウカの大群落も規模の面から見て特筆すべきものである。動物では、イトトンボ類、カオジロトンボ、ルリボシヤンマ等のトンボ類が豊富に見られる。これらのことから、特に嚴重に景観の維持を図るべき地区である。	20 9 - 11
合 計			9,419 3,223 - 6,196

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1039 林班から 1042 林班まで、1045 林班、1046 林班、1048 林班、1059 林班、1060 林班、1062 林班、1102 林班、1106 林班、1107 林班及び 1110- 林班の各一部	3,716 ( 国 3,716 公 - 私 - )
	南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1030 林班の一部	223 ( 国 223 公 - 私 - )
	小計	3,939 ( 国 3,939 公 - 私 - )
栃木県	日光市内 国有林日光森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班及び 36 林班の各一部	404 ( 国 404 公 - 私 - )
群馬県	利根郡片品村 大字戸倉の一部	1,869 ( 国 - 公 - 私 1,869 )
合 計		6,212 ( 国 4,343 公 - 私 1,869 )

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積(ha)
会津駒ヶ岳 北東部及び 南部	福島県南会津郡會枝村 国有林会津森林管理署南会津支署 1059 林班、1060 林班、1106 林 班、1107 林班及び1110- の各一部	一帯はオオシラビン群落が分布し、季節風と積雪の影響により矮化した特徴的な森林景 観が見られるほか、斜面部には矮化したヤマナラを主とした自然低木群落が発達して いる。また、カモシカ、ヤマネ、オコシヨ等の希少性の高い種をはじめ、多様な野生動物 が生息するなど良好な自然環境を有している。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1,459 1,459 - -
燧ヶ岳北西麓	福島県南会津郡會枝村 国有林会津森林管理署南会津支署 1102 林班の一部	燧ヶ岳北西斜面の標高約1,500~2,000mにはオオシラビンを主とした亜高山帯針葉樹林 が広く分布し、発達した森林景観を形成している。また、カモシカ、ツキノワグマ、ヤマ ネをはじめとする多様な野生動物が生息する貴重な生態系を有している。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	255 255 - -
田代・帝釈山 稜線部及び 燧ヶ岳東麓	福島県南会津郡會枝村 国有林会津森林管理署南会津支署 1039 林班から1042 林班まで、 1045 林班、1046 林班、1048 林班 及び1062 林班の各一部  福島県南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1030 林班の一部  栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班及び 36 林班の各一部	帝釈山、台倉高山、孫兵衛山、黒岩山、赤安山を結ぶ稜線一帯は積雪による影響が少な いため、自然性の高いオオシラビン群落が山稜まで分布している。また、急傾斜地ではコ メツガ亜群落、尾根部ではクロベ・シヤクナケ群落、緩傾斜地や土壌の厚いところではカ ニコウモリ亜群落といった多様な下層植生が見られる。帝釈山から黒岩山にかけての林床 には、1属1種の日本固有種であるオサバグサが高密度に生育し、分布範囲の面からも特 筆すべき群落である。動物では、カモシカ、メボソムシクイ、キクイタダキ、トホシカミ キリ等に代表される多種多様な野生動物が生息している。 また、燧ヶ岳北西部から沼山峠にかけての稜線部も広くオオシラビン群落が分布し、長 池にはミズバショウやリュウキンカなどの湿性植生が生育しており、針葉樹林に囲まれた 湿原の織りなす神秘的な風致が見られる。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	2,629 2,629 - -
尾瀬ヶ原南部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	本公園の中心となる尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の南部に位置し、オオシラビンを主体とする自 然性の高い樹林が分布し、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の背景としての一体となった景観を構成し ている。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1,372 - - 1,372
悪沢岳及び 笠ヶ岳東麓	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	悪沢岳南斜面及び笠ヶ岳東斜面には、オオシラビンを主体とする自然性の高い森林が分 布し、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の背景として一体となった景観を構成している。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	497 - - 497
合 計			6,212 4,343 - 1,869

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1061 林班の全部並びに 1039 林班から 1042 林班ま で、1045 林班から 1048 林班まで、1059 林班、1060 林班、1062 林班、1101 林班から 1103 林班まで、1106 林班から 1108 林班まで及び 1110- 林班の一部 南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部	9,182 ( 国 9,181 公 1 私 - )
	南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1022 林班及び 1030 林班の各一部 南会津郡南会津町 大字宮里及び大字湯ノ花の各一部	1,130 ( 国 818 公 - 私 312 )
	小計	10,312 ( 国 9,999 公 1 私 312 )
栃木県	日光市内 国有林日光森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班及び 36 林班の各一部	743 ( 国 743 公 - 私 - )
群馬県	利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62 林班の全部 利根郡片品村 大字戸倉の一部	4,277 ( 国 1,277 公 - 私 3,000 )
新潟県	魚沼市内 国有林中越森林管理署 276 林班の全部及び 277 林班の一部	834 ( 国 834 公 - 私 - )
合 計		16,166 ( 国 12,853 公 1 私 3,312 )

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積(ha)
会津駒ヶ岳山麓及び御池・ブナ平	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1061 林班の全部並びに 1047 林班、1059 林班、1060 林班、1062 林班、1103 林班、1106 林班、1107 林班、1108 林班及び 1110- 林班の各一部 福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部	会津駒ヶ岳及び大杉岳周囲の山腹には、気候的な極相と考えられる日本海型のブナ林が広く分布しており、当該地域に典型的な樹林景観が形成されるほか、沢筋にはミヤマナラを主とする豪雪地帯特有の雪崩地低木群落が見られる。カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類をはじめ、ヤマネ、モモンガ、ハチクマ、オオイチモンジ、オオゴマシジミ等の希少性が高い動物が確認されるほか、大津岐川上流部ではハツチヨウトンボの生息も確認されるなど、全般的に高い自然性が保たれている。 また、燧ヶ岳北東に位置する台地（ブナ平）周辺も同様に、日本海型の典型的なブナ林が広範囲に分布しており、付近の車道からは美しい新緑と黄葉が堪能できる。また、ブナ林内には小規模な湿原や池沼が点在する神秘的な景観が見られるほか、モークケの滝等の大小様々な瀑布が点在し、重要な景観資源となっている。 これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	5,858 5,857 1 -
燧ヶ岳北西麓及び松島高山北東部	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1101 林班及び 1102 林班の各一部 新潟県魚沼市内 国有林中越森林管理署 276 林班の全部及び 277 林班の一部	松島高山北東部一帯の標高 1,600m 以上の区域では亜高山帯針葉樹林であるオオシラビン群落、松島沢及びびドロ沢流域の斜面部には矮性化したミヤマナラを主とした自然低木群落が発達し、気候傾度や地形傾度に応じた植生の変化が顕著である。また、燧ヶ岳北西麓の標高 900m ~ 1,500m には林床にチシマザサが繁茂する典型的な日本海型ブナ林が、その他の地域にも極めて良好な状態で残されたブナやトチノキの原生的な森林景観が見られるほか、林床にはカタクリ、イワウチワ、シヨウキラン等が多数生育している。さらに、シボ沢沿いにはトチの大径木からなる群落や落差 50m の渋沢大滝付近にあるヒカリゴケなど、溪流地帯も含めて多様性に富んだ自然景観が見られる。野生動物では、カモシカ、ヤマネ、ハチクマ等が生息するなど、全般的に自然性の高い環境を有している。 これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1,749 1,749 - -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
田代・帝釈山 山麓	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1039 林班から 1041 林班まで及び 1042 林班の各一部  福島県南会津郡南会津町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1022 林班及び 1030 林班の各一部  福島県南会津郡南会津町 大字宮里及び大字湯ノ花の各一部  栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 31 林班、32 林班、35 林班及び 36 林班の各一部	当該地区は、オシラビンの中にコメツガ、トウヒなどが豊富に混交し、会津駒ヶ岳一帯とは異なる太平洋岸側の色彩が色濃く、林相となっている。また、比較的標高の低い一帯には、気候的な極相と考えられるブナ林が広く発達し、フガクスズムシウツウなどの着生植物も見られる。動物相としては、カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類をはじめ、オオイチモンジ、オオゴマシジミ等の希少性の高いチョウ類、ヒゲシロホソコバネカミキリ、クルミナガタマムシ、キンヘリタマムシ等、甲虫類の多産地としても知られており、多様性の高い生態系を有している。 これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	3,047 2,735 - 312 国 公 私
大江山東部	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1045 林班、1046 林班及び 1048 林班の各一部	当該地区は、オシラビンの中にコメツガ、トウヒなどが豊富に混交し、会津駒ヶ岳一帯とは異なる太平洋岸側の色彩が色濃く、林相となっている。また、比較的標高の低い一帯には、気候的な極相と考えられるブナ林が広く発達し、フガクスズムシウツウなどの着生植物も見られる。動物相としては、カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類をはじめ、オオイチモンジ、オオゴマシジミ等の希少性の高いチョウ類、ヒゲシロホソコバネカミキリ、クルミナガタマムシ、キンヘリタマムシ等、甲虫類の多産地としても知られており、多様性の高い生態系を有している。 これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1,229 1,229 - - 国 公 私
黒岩山西部	群馬県利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62 林班の全部  群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	標高 1,700m 以上のオシラビン群落には、1 属 1 種の日本固有種であるオサバグサが見られる。また、低標高部にはブナやミズナラなどの広葉樹林が広く発達し、自然度の高い森林景観が見られる貴重な地域となっている。動物相としては、カモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類や、ヤマネ、モモンガ等の多様な種の生息地となっているなど、良好な自然環境を有している。 これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2,139 1,277 - 862 国 公 私

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部	本地区は、燧ヶ岳の火山活動によって形成された山地湖沼である尾瀬沼の畔に位置する利用拠点である。宿泊施設として長蔵小屋及び尾瀬沼ヒュッテが整備されているほか、公園利用者に尾瀬地域の情報を提供する博物館展示施設が整備され、本公園の探勝とともに一体的な利用がなされている。以上から、利用動線及び利用実態から見て重要な拠点であり、今後とも宿舍等の利用施設が必要とされているため、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める必要のある地域である。	6 6 - -
大清水、富士見、鳩待峠、津奈木 一帯	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	津奈木を中心としたこの区域は、ダケカンバとオオシラビソとの針広混交林が広がり、標高1,400m付近にはブナ林も広がっている。津奈木沢の出合付近には湿原が見られ、ミズバショウやリュウキンカなど湿性植物が見られる。また、ブナ帯より東部の低標高部にはカスミザクラ・コナラ群落が発達し、溪流地帯も含めて多様性に富んだ植物が見られる。さらに、カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類をはじめとして、モモンガ、ウグイス、ハコネサンショウウオ等の多種多様な野生動物が生息する貴重な生態系を有している。	2,138 - - 2,138
	合 計	これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	16,166 12,853 1 3,312

(工) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積(ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村 字駒ヶ岳の一部	199
		( 国 - 公 199 私 - )
群馬県	利根郡片品村 大字戸倉の一部	5,226
		( 国 - 公 - 私 5,226 )
合 計		5,425
		( 国 - 公 199 私 5,226 )



(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積(ha)
檜枝岐	福島県南会津郡檜枝岐村 字駒ヶ岳の一部	檜枝岐村の集落に近い標高約1,300m以上の山麓地であり、ブナを主体とする自然林のほか、地域の生活・文化と密接に関連した多様な植生が見られる。特にこの地区のミズナラは生育が良好であり、胸高直径1mを超す大径木も見られる。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	199 0 199 0 (国 公 私)
物見山及び 燕巣山西北部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	稜線沿いの高標高部はオオシラビン等が生育する亜高山帯の森林景観を呈しており、低標高部ではブナやミズナラ等の広葉樹林等が広がっている。本地区にはカラマツの造林地を含むが、カモシカ、ツキノワグマ、テン、キツネ等多くの中・大型哺乳類の生息地として足るだけの豊かな自然環境を有している。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2,493 0 0 2,493 (国 公 私)
荷鞍山南部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	稜線沿いの高標高部はオオシラビン等が生育する亜高山帯の森林景観を呈しており、低標高部ではブナやミズナラ等の広葉樹林等が広がっている。本地区にはカラマツの造林地を含むが、カモシカ、ツキノワグマ、テン、キツネ等多くの中・大型哺乳類の生息地として足るだけの豊かな自然環境を有している。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1,466 0 0 1,466 (国 公 私)
大行山一帯	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	ブナやミズナラ等の広葉樹林等が広がっている。本地区にはカラマツの造林地を含むが、カモシカ、ツキノワグマ、テン、キツネ等多くの中・大型哺乳類の生息地として足るだけの豊かな自然環境を有している。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	726 0 0 726 (国 公 私)
西山北東部	群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部	ブナやミズナラ等の広葉樹林等が広がっている。本地区にはカラマツの造林地を含むが、カモシカ、ツキノワグマ、テン、キツネ等多くの中・大型哺乳類の生息地として足るだけの豊かな自然環境を有している。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	541 0 0 541 (国 公 私)
合 計			5,425 0 199 5,226 (国 公 私)

イ 関連事項

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域  
 汚水又は廃水の排出の規制に係る区域を次のとおりとする。  
 (表10：汚水又は廃水の排出規制区域表)

名称	位置	地域地区	湖沼及び湿原の概要	面積(ha)
尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村内	特別保護地区	燧ヶ岳の噴火によって沼尻川が堰き止められて誕生した我が国を代表する山地湖沼で、標高1,665mの高地にある。周囲約9km、水深は最深部で約9m。	181
尾瀬ヶ原	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村内	特別保護地区	我が国を代表する日本最大の山地湿原で、標高約1,400mに位置し、東西約6km、南北約2kmに及び、豊富な湿性植物や池塘を有する。	849

(イ) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エンヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ(ヘビノシタ)、エンフユノハナワラビ(ヤマハナワラビを含む)
イノモトソウ	ハコネソウ(ハコネシダ)
オシダ	ナンタイシダ、イワイヌワラビ、ナヨシダ、オクヤマシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、ニッコウシダ、タチヒメワラビ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、ホテイシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン(ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ	キアラボク
ヤマモモ	ヤチヤナギ
ヤナギ	シライヤナギ
イラクサ	コケミズ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ(エンイブキトラノオを含む)、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ
ナデシコ	カトウハコベ、ミヤマミミナグサ、クモマミミナグサ、タカネナデシコ(クモイナデシコを含む)、センジュガンピ、オオビランジ(ツルビランジ、ビランジを含む)、コバノツメクサ(ホソバツメクサ)、エゾフスマ(シラオイハコベ)、シコタンハコベ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、オクトリカブト、ナンタイブシ、レイジンソウ、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ジョウシュウトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ(チヨウカイイチゲ、エゾノハクサンイチゲを含む)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レングeshowマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ(エンコウソウを含む)、ミヤマハンシヨウツル(コミヤマハンシヨウツルを含む)、カザグルマ、トリガタハンシヨウツル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン(コジジオウレン)、セツブンソウ、シラネアオイ、シロカネソウ(ツルシロカネソウ)、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、オゼキンポウゲ(シコタンキンポウゲ)、イトキンポウゲ、ハルカラマツ、ミヤマカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
メギ	サンカヨウ、キバサヤカリソウ、クモイカリソウ、トガクシシヨウマ(トガクシソウ)
スイレン	オゼコウホネ、エゾヒツジグサ(ヒツジグサを含む)
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン、コシノカンアオイ、ウスバサイシン(サイシン)
オトギリソウ	ニッコウオトギリ、イワオトギリ(ハイトオトギリ)

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、ヤマブキソウ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、イワハタザオ(イワテハタザオを含む)、ミヤマガラシ(ヤマガラシ)、クモマナズナ、ハクセンナズナ、ミギワガラシ
ベンケイソウ	ホンバノキリンソウ、ホンバノイワベンケイ(アオノイワベンケイ)、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ(コウメバチソウを含む)、ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソウを含む)、ミヤマダイモンジソウ、ウラボシダイモンジソウ、エゾクロクモソウ(クロクモソウを含む)、フキユキノシタ
バラ	コシジシモツケソウ、シモツケソウ(アカバシシモツケソウを含む)、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘイチゴ(モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ(チシマザクラを含む)、オオタカネバラ、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、タカネトウチソウ(ケトウチソウを含む)、マルバシモツケ、イワシモツケ、ホサキシモツケ
マメ	カラフトモメンツル、イワオオキ
アウロソウ	グンナイフウロ、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	オゼヌマタイゲキ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、オオバキスミレ、ヒゴスミレ、ナエバキスミレ、オオバタチツボスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ	ヤナギラン、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
ゼリ	イワテトウキ(ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ(ヤマウイキョウ)
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ(コイワカガミ)、オオイワカガミを含む)、イワウチワ(オオイワウチワ、トクワカソウを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ(ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシヤクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、ヒメハナヒリノキ、アカモノ、シラタマノキ、イワナンテン、ミネズオウ、ウラジロヨウラク(ツリガネツツジを含む)、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシヤクナゲ、ハクサンシヤクナゲ(シロバナシヤクナゲ)、ネモトシヤクナゲを含む)、レンゲツツジ、アズマシヤクナゲ、オオバツツジ、アカヤシオ、シロヤシオ(ゴヨウツツジ)、コメツツジ、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、クリソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ユキワリコザクラ、サクラソウ、ツマトリソウ、ツマドリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、コヒナクリンドウ、オヤマクリンドウ、ハルクリンドウ、タテヤマクリンドウ、エゾクリンドウ、ハナイカリ、ホンバツルクリンドウ、イワイチヨウ、ミツガシロ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ	ムラサキ
シソ	タテヤマムツボグサ、イブキジャコウソウ(イワジャコウソウを含む)
ゴマノハグサ	ホンバノゴメグサ、ヒメゴメグサ(コバノゴメグサ)、ヤマウツボ(ケヤマウツボを含む)、ヨツバシオガマ、ハンカイシオガマ、オニシオガマ、タカネシオガマ、エゾシオガマ、ヒメトラノオ、クガイソウ
ハマウツボ	オニク

科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
タヌキモ	コウシソウ、ムシトリスミレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、ニッコウヒヨウタンボク、コウグイスカグラ
オミナエシ	コキンレイカ(ハクサンオミナエシ)
マツムシソウ	マツムシソウ(エゾマツムシソウを含む)
キキョウ	フクシマシヤジン、ヒメシヤジン、ミヨウギシヤジン、ハクサンシヤジン(タカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サウギキョウ、キキョウ
キク	クリヤマハハコ、チヨウジギク、ウサギギク(エゾウサギギクを含む)、ミヤマオトコトモギ、ヒメシオン、ミヤマヨメナ、ハコネギク(ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イワインチン、オゼヌアザミ、オニアザミ(ハリオニアザミを含む)、フジアザミ、ニッコウアザミ、アズマギク、ジヨウシュウアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミスギク(オゼミスギクを含む)、タカネニガナ、クモマニガナ、ホンバヒナウスコキソウ、ウスコキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、コウシユウヒゴタイ、シラネアザミ、ニッコウトウヒレン、アサマヒゴタイ、センダイトウヒレン(ナンブトウヒレン)、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン(トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ(コガネギク)、クサノオオバノギク
ホロムイソウ	ホロムイソウ、ホンバナシバ
ユリ	ネバリノギラン、シブツアサツキ、ヤマラッキョウ、ツバオモト、スズラン、カタクリ、キバナノアマナ、シヨウジョウバカマ、ニッコウキスゲ(ゼンテイカ)、イワギボウシ、タチギボウシ、オゼソウ、コオニコリ、クルマコリ、ヒメサユリ、チシマアマナ、ヒメマイズレンソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグサソウ、ヒロハコキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキソウ(リシリゼキソウ)、チャボゼキソウ(ハコネハナゼキソウ)、イワシヨウブ、ハナゼキソウ(イワゼキソウ)、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ(シロバナエンレイソウ)、タカネシユロソウ(ムラサキタカネアヤギソウ)、タカネアヤギソウ、コバイケイ(ウラゲコバイケイを含む)、ノハナシヨウブ、ヒメシヤガ、カキツバタ、ヒオオキアヤメ、ナスヒオオキアヤメ
アイグサ	ミクリゼキソウ、ミヤマホソコウガイゼキソウ、ミヤマゼキソウ、タカネスズメノヒエ(ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ
イネ	ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、チシマガリヤス、ミヤマノガリヤス、ヤマオオウシノケグサ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホンバタマミクリ
カヤツリグサ	イトナルコスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、アシボンスゲ(シロウマスゲ)、イワスゲ、シロハリスゲ(イッボンスゲ)、ヒロハオゼヌマスゲ、ヌイオスゲ(シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ウタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、タカネクロスゲ
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、キノエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン(ホクロ)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、イチヨウラン、サウラン(アサヒラン)、キリガミネアサヒラン、コイチヨウラン、アオスズラン(エゾスズラン)、カキラン、トラキチラン、アオキラン、オニヤガラ、アケボノシュユスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ(チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ(サウトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、オゼノサウトンボ、ムカゴソウ、ギボウシラン、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリンソウ、スズムシソウ、フタバラン(コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ヤチラン、ホザキイチヨウラン、アリオシラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ハクサンチドリ(ウスズラバハクサンチドリを含む)、ヒナチドリ、カメラン(カメモソウ)、オノエラン、ウチヨウラン、ニヨホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キノチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ(ニッコウチドリ)、ホンバノキノチドリ、トキソウ、ヤマトキノソウ、カヤラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクウンラン、シヨウキラン



ウ 面積内訳

(表 12：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
	特別保護地区			第1種			第2種			第3種											
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
福島県	土地所有別面積	2,797	0	11	3,939	0	0	9,999	1	312	0	199	0	0	0	0	0	0	16,735	200	323
	地種区分面積				3,939 (10.6)			10,312 (27.7)			199 (0.5)										
	地域地区別面積	2,808 (7.5)												14,450 (38.8)							
	地域別面積													17,258 (46.4)			0 (0.0)			17,258 (46.4)	
栃木県	土地所有別面積	0	0	0	404	0	0	743	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,147	0	0
	地種区分面積				404 (1.1)			743 (2.0)			0 (0.0)										
	地域地区別面積	0 (0.0)												1,147 (3.1)							
	地域別面積													1,147 (3.1)			0 (0.0)			1,147 (3.1)	
群馬県	土地所有別面積	104	0	6185	0	0	1,869	1,277	0	3,000	0	0	5,226	0	0	0	0	0	1,381	0	16,280
	地種区分面積				1,869 (5.0)			4,277 (11.5)			5,226 (14.0)										
	地域地区別面積	6,289 (16.9)												11,372 (30.6)							
	地域別面積													17,661 (47.4)			0 (0.0)			17,661 (47.4)	
新潟県	土地所有別面積	322	0	0	0	0	0	834	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156	0	0
	地種区分面積				0 (0.0)			834 (2.2)			0 (0.0)										
	地域地区別面積	322 (0.9)												834 (2.2)							
	地域別面積													1,156 (3.1)			0 (0.0)			1,156 (3.1)	
合計	土地所有別面積	3,223	0	6,196	4,343	0	1,869	12,853	1	3,312	0	199	5,226	0	0	0	0	0	20,419	200	16,603
	地種区分面積				6,212 (16.7)			16,166 (43.4)			5,425 (14.6)										
	地域地区別面積	9,419 (25.3)												27,803 (74.7)							
	地域別面積													37,222 (100.0)			0 (0.0)			37,222 (100.0)	

(表 13：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積ha)

地域地区 市町村名			特別地域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	海域公園 地区	普通地区 (海域)	合 計 (海域)
			特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
福島県	南会津郡	檜枝岐村	2,788	3,716	9,182	199	15,885	0	15,885			
		南会津町	20	223	1,130	0	1,373	0	1,373			
小 計			2,808	3,939	10,312	199	17,258	0	17,258			
栃木県	日光市		0	404	743	0	1,147	0	1,147			
群馬県	利根郡	片品村	6,289	1,869	4,277	5,226	17,661	0	17,661			
新潟県	魚沼市		322	0	834	0	1,156	0	1,156			
合 計			9,419	6,212	16,166	5,424	37,222	0	37,222			



3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 14：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	植生復元施設	福島県南会津郡檜枝岐村(駒ヶ岳)	会津駒ヶ岳から中門岳の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
2	植生復元施設	福島県南会津郡檜枝岐村(燧ヶ岳)	燧ヶ岳の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
3	植生復元施設	福島県南会津郡檜枝岐村(尾瀬沼)	尾瀬沼の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び湿原植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
4	植生復元施設	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村(尾瀬ヶ原)	尾瀬ヶ原の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び湿原植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
5	植生復元施設	福島県南会津郡南会津町(田代山)	田代山の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
6	植生復元施設	群馬県利根郡片品村(至仏山)	至仏山の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示
7	植生復元施設	群馬県利根郡片品村(アヤマ平)	アヤマ平の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び湿原植物の復元を図る。	平 19.8.30 告示



イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

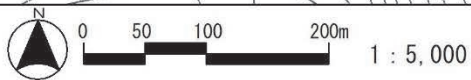
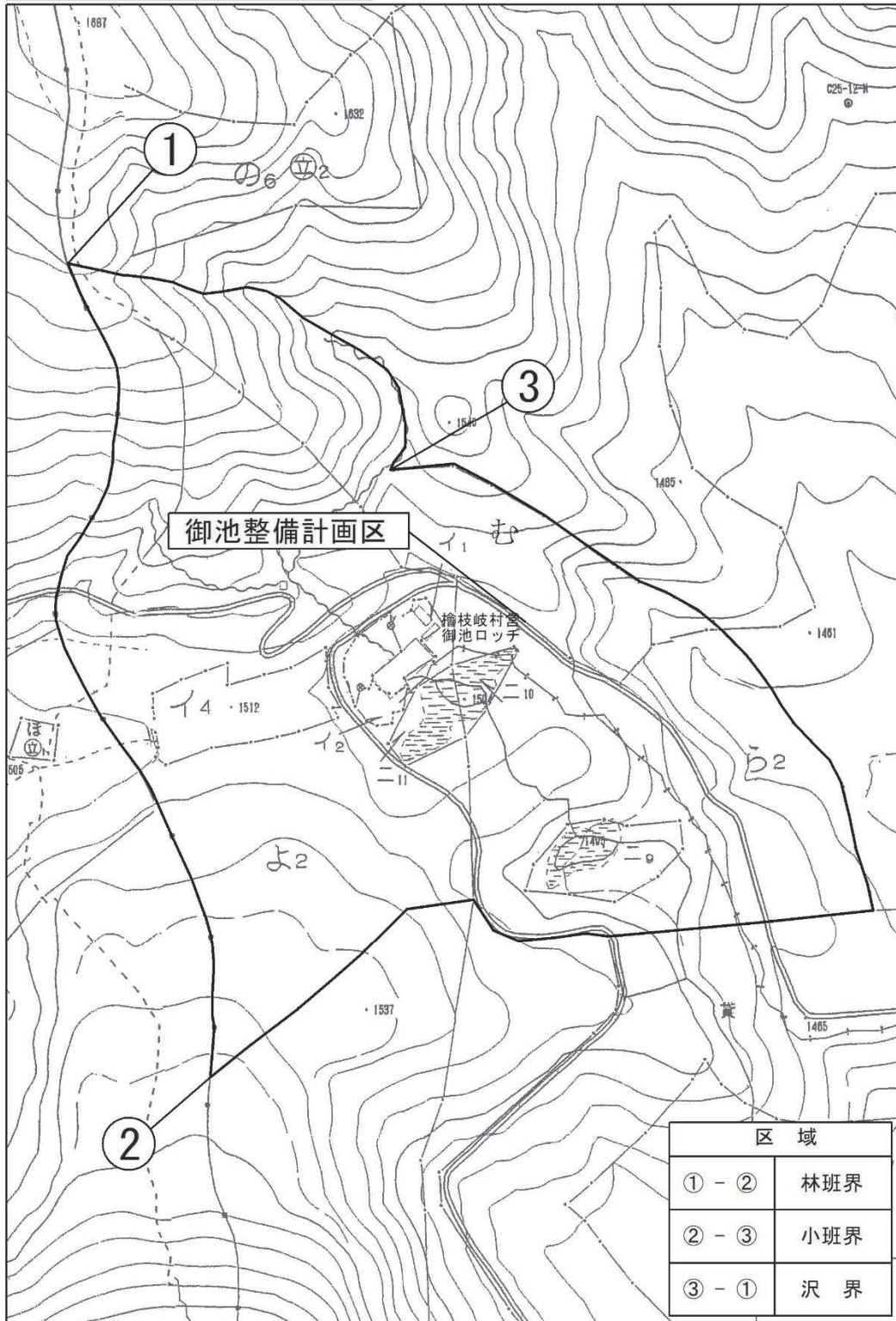
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15：集団施設地区表)

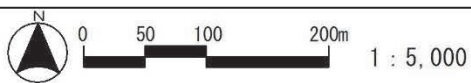
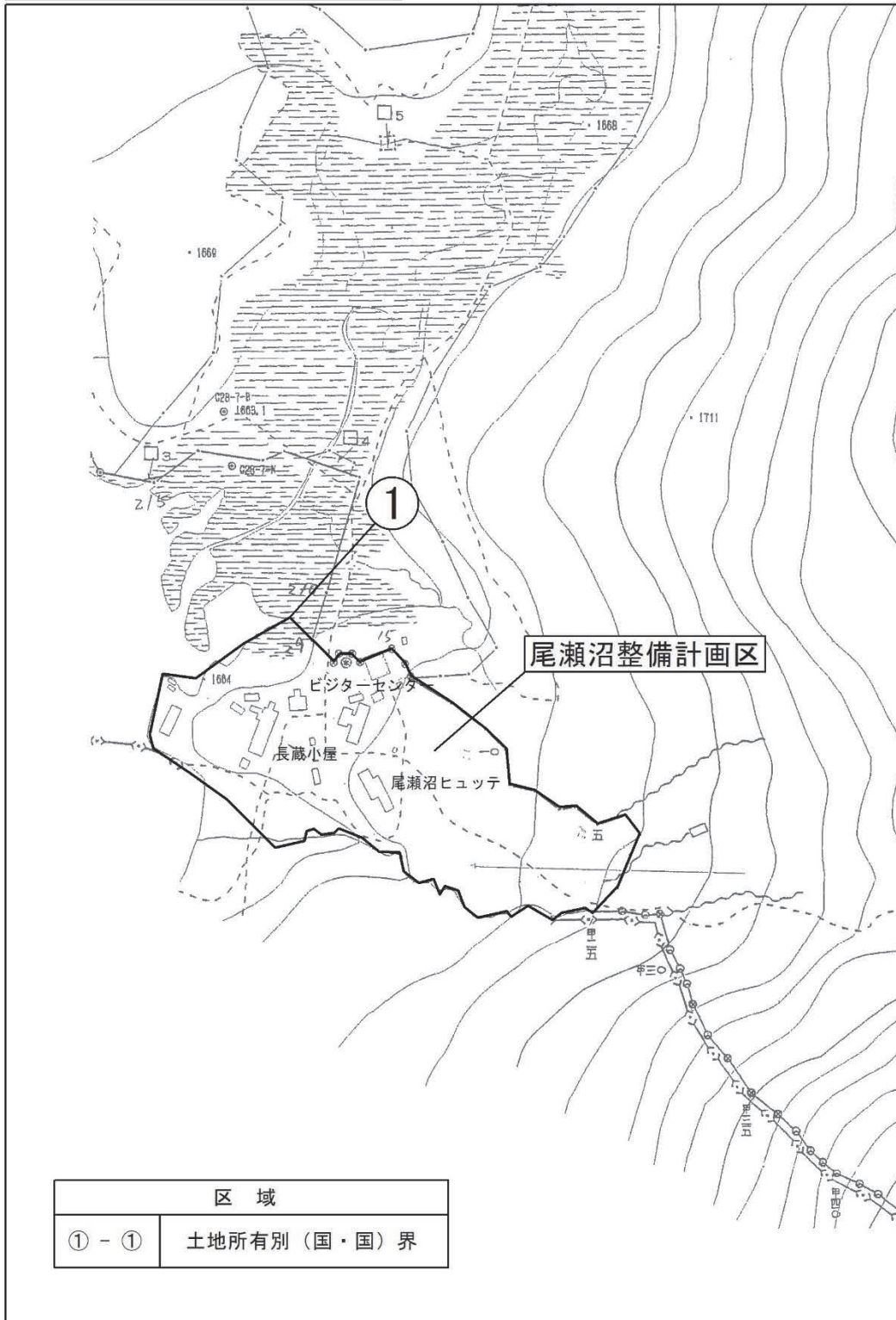
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
						国	公	私	
1	御池	福島県南会津郡檜枝岐村内国有林会津森林管理署南会津支署1062林班の一部	<p>本地区は、マイカーの乗入れが規制されている県道沼田・檜枝岐線の基点に位置する利用拠点である。宿泊施設である御池ロッジ及び駐車場が整備されており、福島県側からの尾瀬へのアクセスの拠点として重要な箇所である。</p> <p>このような地域の特性を踏まえ、幅広い利用者層が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充実を図るとともに、燧ヶ岳や御池田代、ブナ平等における自然探勝の拠点としての機能の充実を図ることを計画目標とする。</p>	御池整備計画区	<p>主に福島県側からの入山者に対し、尾瀬の自然を探勝する上での拠点として整備する。</p> <p>本公園の主要な利用拠点の一つであるとの観点から、尾瀬核心地へのアクセス及び周辺の優れた自然探勝のための滞在に対応できるよう、宿舎、休憩所、園地及び駐車場等の充実を図る。</p>	面積計			一般計画 平 19.8.30 決定  区域指定 平 19.8.30 告示
						31.3	-	-	
						31.3			
2	尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳の一部	<p>本地区は、尾瀬沼の畔に位置する利用拠点である。宿泊施設として長蔵小屋及び尾瀬沼ヒュッテが整備されているほか、公園利用者に尾瀬地域の情報を提供する博物展示施設が整備され、本公園の探勝とともに一体的な利用がなされている。</p> <p>このような地域の特性を踏まえ、本公園を代表する利用拠点として必要な情報発信を行うとともに、尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出し、快適な滞在利用ができるようにサービスの充実を図ることで、利用者が静かに尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間をつくることを計画目標とする。</p>	尾瀬沼整備計画区	<p>主に沼山峠及び大清水からの入山者に対し、尾瀬の自然に関する情報を発信するとともに、入山者の滞りに資する整備を行う。</p> <p>本公園の主要な利用拠点の一つであるとの観点から、博物展示施設を整備し、情報発信及び自然体験の充実を図るとともに、優れた自然環境の中での快適な滞在利用を提供するための宿舎、野営場、休憩所、園地（広場、園路等）の充実を図る。</p>	面積計			一般計画 平 19.8.30 決定  区域指定 平 19.8.30 告示
						5.9	-	-	
						5.9			
3	山ノ鼻	群馬県利根郡片品村大字戸倉の一部	<p>本地区は、尾瀬ヶ原の西側に位置する利用拠点である。尾瀬において入山者を最も多く迎える鳩待峠から尾瀬ヶ原にアクセスする際の重要な拠点であることから、公園利用者に尾瀬地域の情報を提供する博物展示施設、宿舎及び野営場が整備されている。また、周辺には興味地点として尾瀬植物研究見本園が整備されている。</p> <p>このような地域の特性を踏まえ、本公園を代表する利用拠点として、多様な利用者層が快適・安全に滞在できる空間の創出や情報提供を行うことで、利用者が尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間をつくることを計画目標とする。</p>	山ノ鼻整備計画区	<p>主に鳩待峠から尾瀬ヶ原及び至仏山方面への入山者に対し、尾瀬の自然に関する情報を発信するとともに、多様な入山者の滞りに資する整備を行う。</p> <p>本公園の主要な利用拠点の一つであるとの観点から、優れた自然の中で快適・安全に滞在できるよう、博物展示施設を整備し、情報発信及び自然体験の充実を図るとともに、宿舎、野営場、休憩所、園地（広場、園路等）の充実を図る。</p>	面積計			一般計画 平 19.8.30 決定  区域指定 平 19.8.30 告示
						4.9	-	-	
						4.9			



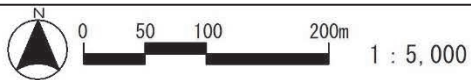
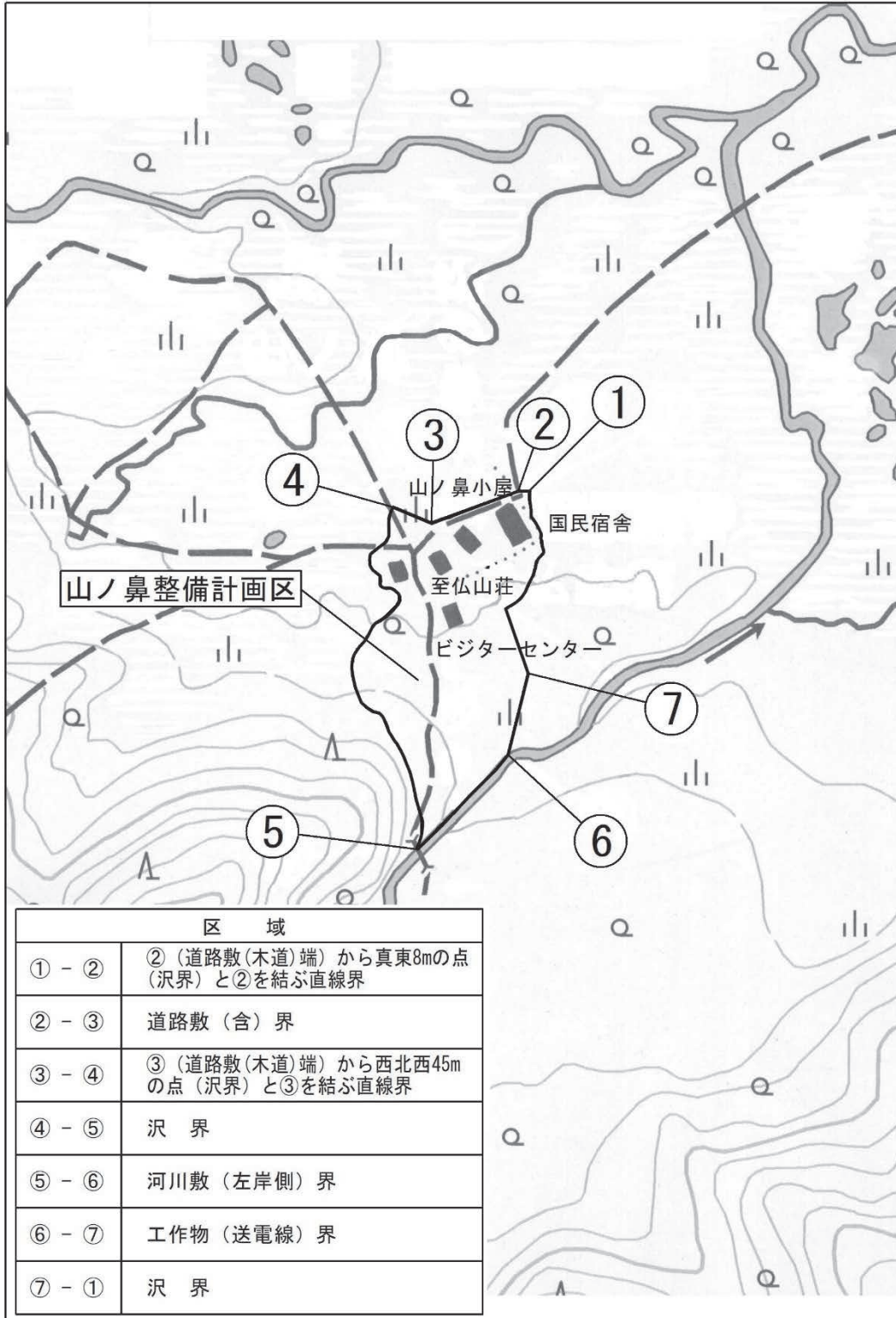
御池集団施設地区計画図



尾瀬沼集団施設地区計画図



山ノ鼻集団施設地区計画図



(イ) 単独施設  
単独施設を次のとおりとする。  
(表 16: 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	避難小屋	福島県南会津郡檜枝岐村(会津駒ヶ岳)	会津駒ヶ岳の登山利用者等の安全を図るための避難小屋として整備する。	平 19.8.30 告示
2	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(三条ノ滝)	三条ノ滝及び周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
3	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(馬坂峠)	田代山・帝釈山の登山利用者の休憩等のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
4	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(尾瀬温泉)	尾瀬ヶ原及び周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
5	宿舎	福島県南会津郡檜枝岐村(尾瀬温泉)	尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
6	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(沼山口)	赤法華尾瀬沼線道路(歩道)における尾瀬沼への主たる入山口として整備する。	平 19.8.30 告示
7	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(見晴)	尾瀬ヶ原及び周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
8	宿舎	福島県南会津郡檜枝岐村(見晴)	尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
9	野営場	福島県南会津郡檜枝岐村(見晴)	尾瀬ヶ原及び至仏山の景観を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
10	給水施設	福島県南会津郡檜枝岐村(見晴)	見晴及び周辺地区に安定的に飲料水等を給水するための給水施設として整備する。	平 19.8.30 告示
11	排水施設	福島県南会津郡檜枝岐村(見晴)	見晴及び周辺地区からの排水を自然環境に負荷を掛けずに公園区域外に排出するための排水施設として整備する。	平 19.8.30 告示
12	園地	福島県南会津郡檜枝岐村(沼尻)	尾瀬沼及び周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
13	避難小屋	福島県南会津郡南会津町(田代山)	田代山の登山利用者等の安全を図るための避難小屋として整備する。	平 19.8.30 告示
14	園地	福島県南会津郡南会津町(猿倉)	田代・帝釈山線道路(歩道)始点における田代山・帝釈山への入山口として整備する。	平 19.8.30 告示
15	宿舎	群馬県利根郡片品村(竜宮小屋)	尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
16	宿舎	群馬県利根郡片品村(三平峠下)	尾瀬沼及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
17	宿舎	群馬県利根郡片品村(富士見峠)	富士見峠及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示



番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
18	休憩所	群馬県利根郡片品村（富士見峠）	富士見峠における登山利用者のための休憩所として整備する。	平 19.8.30 告示
19	休憩所	群馬県利根郡片品村（一ノ瀬）	大清水尾瀬沼線道路（歩道）利用者等のための休憩所として整備する。	平 19.8.30 告示
20	園地	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）	尾瀬沼尾瀬ヶ原線道路（歩道）始点における尾瀬ヶ原への入山口として整備する。	平 19.8.30 告示
21	宿舎	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）	尾瀬ヶ原散策等の登山等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
22	駐車場	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）	尾瀬ヶ原散策等の登山利用者のための駐車場として整備する。	平 19.8.30 告示
23	博物館施設	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）	尾瀬ヶ原及び至仏山等の自然解説や公園利用者のための情報提供等を行うための博物館施設として整備する。	平 19.8.30 告示
24	園地	群馬県利根郡片品村（大清水）	大清水尾瀬沼線道路（歩道）始点における尾瀬沼への入山口として整備する。	平 19.8.30 告示
25	宿舎	群馬県利根郡片品村（大清水）	尾瀬沼散策等の登山等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示
26	博物館施設	群馬県利根郡片品村（大清水）	尾瀬沼及び周辺の自然解説や公園利用者のための情報提供等を行うための博物館施設として整備する。	平 19.8.30 告示
27	園地	群馬県利根郡片品村（津奈木沢）	津奈木湿原の探勝のための園地として整備する。	平 19.8.30 告示
28	駐車場	群馬県利根郡片品村（津奈木沢）	津奈木湿原の探勝者のための駐車場として整備する。	平 19.8.30 告示
29	園地	群馬県利根郡片品村（富士見下）	富士見峠富士見下線道路（歩道）始点における富士見峠への入山口として整備する。	平 19.8.30 告示
30	宿舎	新潟県魚沼市（東電小屋）	尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 19.8.30 告示



## (ウ) 道路

## a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17: 道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	御池沼山線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(七入・国立公園境界) 起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(沼山口)	御池	檜枝岐村及び魚沼市側から御池、沼山口への到達道路として整備する。	平 19.8.30 告示
2	笠科川鳩待峠線	起点 - 群馬県利根郡片品村(戸倉・国立公園境界) 終点 - 群馬県利根郡片品村(鳩待峠)	津奈木橋	戸倉方面から鳩待峠への到達道路として整備する。	平 19.8.30 告示
3	戸倉坤六峠線	起点 - 群馬県利根郡片品村(坤六峠・国立公園境界) 終点 - 群馬県利根郡片品村(津奈木橋・車道合流点)		水上方面から鳩待峠への到達道路として整備する。	平 19.8.30 告示
4	戸倉富士見下線	起点 - 群馬県利根郡片品村(戸倉・国立公園境界) 終点 - 群馬県利根郡片品村(富士見下)		戸倉方面から富士見下への到達道路として整備する。	平 19.8.30 告示
5	戸倉大清水線	起点 - 群馬県利根郡片品村(戸倉・国立公園境界) 終点 - 群馬県利根郡片品村(大清水)		戸倉方面から大清水への到達道路として整備する。	平 19.8.30 告示

## b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 18: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	会津駒ヶ岳登山線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(下ノ原・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(中門岳山頂)	会津駒ヶ岳	檜枝岐から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道として整備する。	変更
2	キリンテ富士見線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(キリンテ・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(駒ノ大池・歩道合流点)	大津岐峠	檜枝岐から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
3	御池大杉線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(御池集団施設地区) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(大津岐峠・歩道合流点)	大杉岳	御池集団施設地区から会津駒ヶ岳に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
4	小沢平裏燧線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(小沢平・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(兔田代・歩道合流点)	渋沢温泉	魚沼市側から渋沢温泉を経て尾瀬ヶ原に至る登山道として整備する。	変更
5	七入御池線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(七入・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(御池集団施設地区)	ブナ平	七入からモーカケの滝、ブナ平を経て御池集団施設地区に至る探勝歩道として整備する。	平 19.8.30 告示
6	御池見晴線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(御池集団施設地区) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(見晴・歩道合流点)	裏燧林道、三条ノ滝、 段吉新道、尾瀬ヶ原温泉	御池集団施設地区から尾瀬ヶ原に至る登山道として整備する。 また、三条ノ滝、平滑ノ滝への探勝歩道として整備する。	平 19.8.30 告示
7	燧ヶ岳登山線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(御池集団施設地区) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(檜枝岐田代・歩道合流点)	燧ヶ岳	御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
8	赤法華鳩待峠線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(赤法華・国立公園境界) 終点 - 群馬県利根郡片品村(鳩待峠)	沼山峠、大江湿原、尾瀬 沼、尾瀬ヶ原、山ノ鼻、 尾瀬植物研究見本園	七入方面から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経て鳩待峠に至る登山道として整備する。併せて、尾瀬植物研究見本園を周回する探勝歩道として整備する。	平 19.8.30 告示
9	尾瀬沼燧ヶ岳線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(浅湖湿原・歩道分岐点) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(燧ヶ岳頂上・歩道合流点)	燧(長英)新道	尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
10	尾瀬沼南岸線	起点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(尾瀬沼集団施設地区) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(沼尻・歩道合流点)	三平下	尾瀬沼南岸の探勝歩道として整備する。	平 19.8.30 告示
11	西根沢田代山線	起点 - 福島県南会津郡南会津町(川衣・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡南会津町(田代山・歩道合流点)		木賊温泉方面から田代山に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
12	猿倉台倉高山線	起点 - 福島県南会津郡南会津町(猿倉・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(台倉高山)	小田代、田代山、帝釈山	湯ノ花温泉方面から田代山、帝釈山を経て台倉高山に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
13	尾瀬沼黒岩山線	起点 - 群馬県利根郡片品村(黒岩山・国立公園境界) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(尾瀬沼集団施設地区) 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村(大江湿原・歩道合流点)	赤安山、小淵沢田代	奥鬼怒方面から黒岩山、小淵沢田代を経て尾瀬沼方面に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
14	富士見峠尾瀬ヶ原線	起点 - 群馬県利根郡片品村(富士見峠・歩道分岐点) 終点 - 群馬県利根郡片品村(三又・歩道合流点) 終点 - 群馬県利根郡片品村(赤田代・歩道合流点)	長沢新道、龍宮、ヨッピー 橋	富士見峠から長沢を経て尾瀬ヶ原に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
15	富士見峠見晴線	起点 - 群馬県利根郡片品村（富士見峠・歩道分岐点） 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村（見晴・歩道合流点）	八木沢橋	富士見峠から八木沢を経て見晴に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
16	鳩待峠尾瀬沼線	起点 - 群馬県利根郡片品村（鳩待峠） 終点 - 福島県南会津郡檜枝岐村（尾瀬沼南岸合流点）	横田代、アヤマ平、富士見峠、皿伏山	鳩待峠からアヤマ平、富士見峠、皿伏山を経て尾瀬沼に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
17	至仏山登山線	起点 - 群馬県利根郡片品村（鳩待峠） 終点 - 群馬県利根郡片品村（山ノ鼻集団施設地区）	オヤマ沢田代、至仏山	鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
18	笠ヶ岳登山線	起点 - 群馬県利根郡片品村（オヤマ沢田代・歩道分岐点） 終点 - 群馬県利根郡片品村（笠ヶ岳）	小笠	オヤマ沢田代から笠ヶ岳に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
19	大清水尾瀬沼線	起点 - 群馬県利根郡片品村（大清水） 終点 - 群馬県利根郡片品村（三平下・歩道合流点）	一ノ瀬、三平峠	大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
20	大清水鬼怒沼線	起点 - 群馬県利根郡片品村（大清水） 終点 - 群馬県利根郡片品村（鬼怒沼・国立公園境界）	湯沢出合、物見山	大清水から鬼怒沼に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示
21	富士見峠富士見下線	起点 - 群馬県利根郡片品村（富士見下） 終点 - 群馬県利根郡片品村（富士見峠・歩道合流点）	田代原	富士見下から富士見峠に至る登山道として整備する。	平 19.8.30 告示

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

(表 19：生態系維持回復計画表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	尾瀬	尾瀬国立公園全域	<p>尾瀬国立公園において、ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、新規湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>このため、本事業では、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行う。</p>	平 22.10.13 告示

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

- 昭和 9 年 12 月 4 日 日光国立公園尾瀬地域として指定
- 平成 19 年 8 月 30 日 尾瀬国立公園の指定
- 令和 3 年 4 月 9 日 公園区域の点検（第 1 次点検）

###### イ 規制計画

- 平成 19 年 8 月 30 日 特別地域の指定
- 特別保護地区の指定
- 採取等規制植物の指定
- 汚水又は廃水の排出規制湖沼等の指定
- 平成 23 年 1 月 17 日 採取等規制植物の改正
- 令和 3 年 4 月 9 日 規制計画の点検（第 1 次点検）

###### ウ 事業計画

- 平成 19 年 8 月 30 日 施設計画の決定
- 平成 22 年 10 月 13 日 生態系維持回復事業の追加
- 令和 3 年 4 月 9 日 施設計画の変更（第 1 次点検）

##### (2) その他

- 平成 18 年 11 月 30 日 「尾瀬ビジョン」決定（尾瀬の保護と利用のあり方検討会）
- 平成 25 年 8 月 「尾瀬国立公園管理計画」作成
- 平成 30 年 9 月 10 日 「新・尾瀬ビジョン」決定（尾瀬国立公園協議会）